



付属資料

1 用語解説

施策	番号	用語	解説
	※1	【耕作放棄地】	調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。
土地利用	※2	【都市計画マスタープラン】	1992年（平成4年）の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針（法第18条の2）のこと。
	※3	【農業振興地域整備計画】	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地として利用すべき土地の区域やその効率的な利用方法などを定めた計画。
拠点づくりと市街地整備	※4	【土地区画整理事業】	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
	※5	【都市計画マスタープラン】	1992年（平成4年）の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針（法第18条の2）のこと。
	※6	【ストロー現象】	大都市と地方都市間の交通網が整備されることによって、それまで地域の拠点となっていた地方都市のヒト・モノ・カネがより求心力のある大都市に吸い寄せられる現象。
	※7	【ネットワーク化】	【ネットワーク】 網状のつながり。ハード面では、道路や通信基盤などのつながりの状態を指す。また、ソフト面では、人と人とのつながり、地域におけるコミュニティのつながりまたはつながりの状態を指す。
幹線道路	※8	【バリアフリー新法（高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）】	多数の人が利用する建築物のバリアフリー化の推進を目的とした「ハートビル法」と、駅や空港といった旅客施設のバリアフリー化の推進を目的とした「交通バリアフリー法」を一本化し、道路、交通施設、福祉施設、商業施設等の連続的なバリアフリー化を促進するもの。
	※9	【主要地方道】	国土交通大臣が指定する主要な県道若しくは市道で、高速自動車道や国道と一体となって広域交通を分担する広域幹線道路。
	※10	【都市計画道路】	都市計画において定められる重要な都市施設のひとつで、自動車専用道路、幹線道路、区画道路、特殊街路の区分がある。
公共交通	※11	【交通弱者】	運転免許を持たない（持てない）ことなどにより、自動車中心社会において移動を制限される方。
	※12	【交通基本法】	公共交通を維持・再生し、人々の移動を確保するとともに、人口減少、少子・高齢化の進展、地球温暖化対策等の諸課題にも対応するため、交通政策全般にかかわる課題、将来の交通体系のあるべき姿、交通にかかる基本的な法制。
	※13	【茨城県公共交通活性化指針】	高齢化の進行による高齢者の移手段の確保や環境への影響などの観点から、公共交通を維持確保し、また県民の移動や地域づくりを支える公共交通の活性化を図るため策定された指針。

施策	番号	用語	解説
公共交通	※14	【ICT】	情報通信技術。ITにコミュニケーションを加え、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。ITと同義語で使われる。ICT (Information and Communication Technology)
	※15	【モビリティ・マネジメント】	1人1人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。
美しい景観の保全・整備	※16	【グリーンパートナー制度】	市民が公園を快適かつ安全に利用できるようにするとともに、市民の自主的な活動を推進するため、公園の美化、維持管理等を行う地域の団体に対し報奨金を交付する制度。
	※17	【里親制度】	市民が道路や公園など、公共の場所をわが子にみたてて掃除し、美化していくこと。
	※18	【笠間市環境基本計画】	笠間市環境基本条例で掲げられた基本理念を実現し、地域の豊かな自然を後世に継承するとともに、快適で住みよい環境づくりを推進するための計画。
	※19	【景観計画】	現にある良好な景観を保全し、また地域の特性にふさわしい景観を形成する必要がある地区等について、良好な景観形成に関する方針や行為の制限等を定める計画。
	※20	【地区計画制度】	身近な生活空間について、地区のみなさんで話し合っ、建物の用途、高さ、色などの制限や、地区道路、公園など、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定め、景観のすぐれた良いまちづくりをすすめるための制度。
観光	※21	【笠間市観光振興基本計画】	観光に対するニーズの多様化を受けて、合併を契機に、新たな枠組みとしての笠間市の観光資源の魅力向上策を検討し、通年滞在型の観光振興を図るための指針となる計画。
	※22	【グリーンツーリズム】	農村漁村などに長く滞在し、農林漁業体験や、その地域の自然や文化に触れ、地元の人々と交流を行う。
	※23	【笠間のいなり寿司いな吉会】	稲荷寿司の開発、品質の向上、販路の拡大等を図るとともに、関連業界との交流を促進し、もって、食によるまちおこしの実現を目指していく会。
	※24	【ニューツーリズム】	従来の物見遊山的な観光旅行だけでなく、テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた新しい形態の旅行のこと。
	※25	【チャンネル】	通信路、販路など。データの通り道。

施策	番号	用語	解説
観光	※26	【フィルムコミッション活動】	映画、テレビドラマ、CMなどのあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致し、実際のロケをスムーズに進めるために、さまざまなサービスを提供する活動。
	※27	【パブリシティ】	政府・企業・団体がマスメディアを通じて望ましい情報の伝達を目指す活動。
	※28	【ユニバーサルデザイン】	(ユニバーサルデザイン)ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。
	※29	【かさまの粹】	市内で生産される優れた農産物や加工品を「笠間市農産品ブランド化推進協議会」が認証したもの。認証された農産品には、認証マークを表示している。
地場産業	※30	【「かさまの粹」農産品認定制度】	市内で生産される優れた農産物や加工品を「笠間市農産品ブランド化推進協議会」が認証し、付加価値による農家所得の向上や生産意欲の増進、知名度向上に繋げていくための制度。
	※31	【地域クラスター化】	【産業クラスター】 ブドウの房のような企業・機関のネットワークのこと。 米国の経営学者マイケル・E・ポーターが提示した概念で、「特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関（大学、規格団体、業界団体など）が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態」のこと。
農林業	※32	【農林業振興基本計画】	笠間市の農林業と農村を取り巻く社会の現状を踏まえ、笠間市に適した個性ある農林業の推進を実現するために、施策の方向性を明らかにした基本計画。
	※33	【かさまの粹】	市内で生産される優れた農産物や加工品を「笠間市農産品ブランド化推進協議会」が認証したもの。認証された農産品には、認証マークを表示している。
	※34	【環境保全型農業】	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。
	※35	【地産地消】	地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。
	※36	【農業生産工程管理（GAP）】	農業生産工程管理（Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

施策	番号	用語	解説
農林業	※37	【集落営農】	「集落」を単位として農業生産過程における一部、又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に、実施される営農のこと。
	※38	食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと食育基本法に定められている。
	※39	【協働】	市民と行政が互いの特性を認め合い、それぞれの持つ能力を活用して、共通の課題を解決したり、共通の目標を達成したりするために、それぞれの役割と責任をしっかりと果たしながら、自立した対等の立場で連携・協力して公共的活動などに取組むこと。
グリーンツーリズム	※40	【グリーンツーリズム】	農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれあいや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
	※41	【笠間クラインガルテン】	2001年4月にオープンした都市と農村の交流を目的とした滞在型の農業体験施設。
	※42	【市民農園】	サラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。クラインガルテン。
	※43	【二地域居住】	都市住民が多様な生活スタイルを実現する手段として、都市の住居に加え、農山漁村等の同一地域に定期的・長期的に滞在し、二地域での生活拠点を持つこと。
商業	※44	【コミュニティビジネス】	地域の抱える課題を市民が主体となりビジネスの手法を活用し、解決していくこと。
工業	※45	【ワンストップサービス】	一箇所で、又は一度の手続き・処理で、必要とする作業をすべて完了できるサービスのこと。
雇用・労働環境	※46	【ハローワーク】	働き口を探す人に仕事をあっせん・仲介し、事業者の求人をお知らせする公的な機関。（職業安定所の愛称）
	※47	【インターンシップ】	生徒が在学中に企業等において自らの専攻や将来のキャリアに関連した職業体験を行うこと。
	※48	【コミュニティビジネス】	地域の抱える課題を市民が主体となりビジネスの手法を活用し、解決していくこと。

施策	番号	用語	解説
子ども・子育て支援	※49	【かさまっ子未来プラン】	「次世代育成支援対策推進法」に基づき、市民が安心して出産・子育てができるまちづくりをめざして、笠間市が取り組む支援対策の内容について定めたもの。
	※50	【ファミリーサポートセンター】	地域において育児等の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児等について助け合う会員組織。
	※51	【合計特殊出生率】	女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの年齢層ごとの出生率を足し合わせることで、一人の女性が一生に産む子供の数の平均を求めた数。
	※52	【要保護児童対策地域協議会】	虐待や非行などの要保護児童に関する問題について、関係機関等の連携により、早期発見や適切な保護を図ることを目的に設置する組織。
少子化対策	※53	【合計特殊出生率】	女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの年齢層ごとの出生率を足し合わせることで、一人の女性が一生に産む子供の数の平均を求めた数。
保健・医療	※54	【生活習慣病】	がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、糖尿病など、食習慣、運動習慣、休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群。平成9年に厚生省（当時）によって提唱された。従来の「成人病」という一連の疾患群を示す言葉に代わる名称。
	※55	【健康日本21】	21世紀における国民健康づくり運動のことで、2010年を目処とした具体的な目標を提示し、健康に関係するすべての団体・機関をはじめとして国民が一体となって健康づくりを推進する運動。
	※56	【健康寿命】	平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のこと。WHO（世界保健機関）が提唱した新しい指標で、平均寿命から、衰弱・病氣・認知証などによる介護期間を差し引いた寿命を指す。
	※57	【WHO】	世界保健機関。国連の専門機関の1つで、伝染病の情報提供、薬品の監視などを行う。
	※58	【健康都市】	都市に生活する人々の身体的、社会的、精神的健康水準を高めるために、都市のいろいろな条件を整えていく仕組みを構築していく取り組み。
	※59	【笠間市健康づくり計画】	市民が生涯にわたり、健康で元気に安心して暮らせる地域社会を実現するための行動指針となる計画。
	※60	【経常収支比率】	財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。すなわち、人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率である。

施策	番号	用語	解説
保健・医療	※61	【メタボリックシンドローム】	内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうち、いずれか2つ以上をあわせ持った状態。(いずれか1つをあわせ持ったものは予備群) 内臓脂肪の過剰の蓄積により、高脂血症、血圧高値、高血糖のうち2つ以上が重なった状態を言う。それらの因子が集積すると動脈硬化が進み、脳卒中、心筋梗塞を発症しやすい。
	※62	【健康都市づくり運動】	保健・医療、福祉、産業、教育、環境など様々な分野の活動を推進するとともに、それらの連携による相乗効果を得る仕組みを構築し、市民と行政が一体となって、安心と安全が確立された「健康な都市づくり」を推進する運動。
	※63	【ヘルスリーダー】	市民が主体となって、他の市民に働きかけ、仲間づくりをすすめる市民運動を展開するために養成する、健康づくりについての専門性をもったリーダー。
	※64	【かさま健康ダイヤル24事業】	24時間・年中無休の電話による相談サービス。健康・医療・介護・育児などの相談に対して、医師や助産師などの専門家が常時対応する。
社会保障	※65	【メタボリックシンドローム】	内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうち、いずれか2つ以上をあわせ持った状態。(いずれか1つをあわせ持ったものは予備群) 内臓脂肪の過剰の蓄積により、高脂血症、血圧高値、高血糖のうち2つ以上が重なった状態を言う。それらの因子が集積すると動脈硬化が進み、脳卒中、心筋梗塞を発症しやすい。
	※66	【生活習慣病】	がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、糖尿病など、食習慣、運動習慣、休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に關与する疾患群。平成9年に厚生省(当時)によって提唱された。従来の「成人病」という一連の疾患群を示す言葉に代わる名称。
	※67	【レセプト点検】	保険者である市が、被保険者の診療に要した経費の明細が記入されたレセプト(診療報酬明細書)の内容を点検し、医療機関等に支払う額を確認すること。
	※68	【ジェネリック医薬品】	先発医薬品(新薬)の特許が切れた後、ほかの製薬会社が同じ成分を配合してより安く発売する医薬品。
	※69	【特定健康診査】	糖尿病など生活習慣病に関する健康診査。
	※70	【特定保健指導】	特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある方に対し、保健指導に関する専門知識などを有するものが行う保健指導。

施策	番号	用語	解説
地域福祉	※71	【地域福祉計画】	市区町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量などを明らかにし、かつ、確保し提供する体制を整備する計画。
	※72	【自助】	自分（家族）の責任で、自分（家族）自身が行うこと。
	※73	【共助】	自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。
	※74	【公助】	個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共（公的機関）が行うこと。
	※75	【交通弱者】	運転免許を持たない（持てない）ことなどにより、自動車中心社会において移動を制限される方。
	※76	【バリアフリー】	高齢者・障害者等が社会生活をしていくうえでの物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方。
	※77	【コミュニティビジネス】	地域の抱える課題を市民が主体となりビジネスの手法を活用し、解決していくこと。
高齢者福祉	※78	【地域包括支援センター】	介護保険法により各市町村に設置され、市民の心身の健康維持や財産管理、虐待防止などさまざまな課題に対し、地域における総合相談窓口及び介護予防計画を担う組織。
	※79	【コミュニティビジネス】	地域の抱える課題を市民が主体となりビジネスの手法を活用し、解決していくこと。
	※80	【シルバー人材センター】	一定地域に居住する定年退職者を会員として臨時的・短期的な就業の機会を確保、提供することを目的に設立された公益法人。
障害者福祉	※81	【障害者基本法】	障害のある人のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障害のある人のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。「心身障害者対策基本法」を改正したもので、平成5年施行。同16年に改正が行われ、障害のある人への差別、権利利益侵害の禁止などが明記された。
	※82	【障害者計画】	障害者基本法に基づき、近年の障害のある人を取り巻く社会状況や制度の変化に対応するため、新たな枠組みの中で、障害者施策のさらなる推進を目指す計画。
	※83	【障害者福祉計画】	障害者自立支援法の施行を受け、障害のあるすべての人の地域における自立した生活を支えるため、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、市町村に作成が義務付けられた計画。

施策	番号	用語	解説
障害者福祉	※84	【ノーマライゼーション】	障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。
	※85	【バリアフリー】	高齢者・障害者等が社会生活をしていくうえでの物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方。
	※86	【補装具】	身体障害者（児）の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするための用具。視覚障害者用の白杖・義眼、聴覚障害者用の補聴器、肢体不自由者用の車いす・義手・義足などがある。
	※87	【地域活動支援センター】	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。
生活道路	※88	【道路里親制度】	住民や事業者等からなる自発的なボランティア（里親）によって、一定区間の道路の散乱ゴミ収集・清掃・草刈り等の美化活動を行う制度。
	※89	【協働】	市民と行政が互いの特性を認め合い、それぞれの持つ能力を活用して、共通の課題を解決したり、共通の目標を達成したりするために、それぞれの役割と責任をしっかりと果たしながら、自立した対等の立場で連携・協力して公共的活動などに取組むこと。
	※90	【特定経路】	駅などの旅客施設と公共施設・福祉施設等を結ぶ道路で、高齢者や障害者等が徒歩で移動する区間。
	※91	【準特定経路】	特定経路周辺の回遊性や滞在性を高めるため、特定経路を補完する道路。
公園・緑地	※92	【バリアフリー】	高齢者・障害者等が社会生活をしていくうえでの物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方。
	※93	【グリーンパートナー制度】	市民が公園を快適かつ安全に利用できるようにするとともに、市民の自主的な活動を推進するため、公園の美化、維持管理等を行う地域の団体に対し報奨金を交付する制度
河川	※94	【遊水機能】	あふれた水を一時的に留めておく機能（川沿いの田が雨を溜めるなど）。
		【保水機能】	地中に浸透させる機能（山林などの緑地が雨を一時的に貯留するなど）。
	※95	【協働】	市民と行政が互いの特性を認め合い、それぞれの持つ能力を活用して、共通の課題を解決したり、共通の目標を達成したりするために、それぞれの役割と責任をしっかりと果たしながら、自立した対等の立場で連携・協力して公共的活動などに取組むこと。
	※96	【ビオトープ】	野生生物が安定的に生息できる空間のこと。近年では、河川、道路、緑地、公園などの整備に際しても、ビオトープの維持や再生、創出に配慮した取組がなされるようになっている。

施策	番号	用語	解説
上水道	※97	【水道事業基本計画】	笠間市水道事業について、効率的な事業経営のもとで将来にわたり安全で安心な水の供給確保はもとより、災害時にも安定的な給水を行うため、今後の進むべき方向について定めたもの。
生活排水	※98	【生活排水ベストプラン】	公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽など、地域の特性に応じた生活廃水対策を行い、最も効率的（ベスト）に短期間で整備を行うためのマスタープラン。
	※99	【市町村設置型浄化槽】	生活廃水処理施設の適正な維持管理と計画的な整備拡大を図るため、一定区域内において市町村自らが浄化槽の設置及び維持管理を行い、個人が使用料を負担する手法。
	※100	【高度処理型浄化槽】	各家庭に取り付ける汚水処理装置。通常型合併処理浄化槽より窒素とリンの除去性能が高い。
住宅	※101	【住生活基本計画】	住生活基本計画（全国計画）で定める「安心・安全で豊かな住生活を支える生活環境の構築」、「住宅の適正な管理及び再生」、「多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備」、「住宅の確保にとく配慮を要する者の居住の安定の確保」について、笠間市の住宅施策を総合的、計画的に推進するための基本となる計画。
防災	※102	【地域防災計画】	災害対策基本法に基づき、笠間市の災害対策を実施するにあたり、市並びに防災関係機関がその全機能を発揮して市民を災害から保護するための事項を定め、もって防災の万全を期するための基本的かつ総合的な計画。
	※103	【自主防災組織】	地域住民が災害時の被害を最小限に止め、人命を守るために、平常時には、地域の危険性や家庭内での安全点検及び防災訓練、防災知識の普及・啓発等を行い、災害時には、初期消火、救出・救助、情報の収集や伝達、避難誘導、避難所の管理・運営等、多岐に渡って自発的に防災活動を行う団体。
	※104	【ハザードマップ】	洪水、津波等の自然災害に対して、被害が予想される区域及び避難地・避難路等が記載されている地図。
	※105	【自助】	自分（家族）の責任で、自分（家族）自身が行うこと。
	※106	【共助】	自分だけでは解決や行うことが困難なことにについて、周囲や地域が協力して行うこと。
	※107	【公助】	個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共（公的機関）が行うこと。
消防	※108	【AED】	自動体外式除細動器。 コンピューター化された医療機器で、心臓突然死の原因のひとつである心臓の心室細動（心臓の動きが不規則になる不整脈）が発生した場合に、電気ショックを与えて機能を回復させる装置。
	※109	【KHS】	かさまハートサポーター。 笠間市民の救命率の向上を目的として、地域のために活動するボランティア団体。

施策	番号	用語	解説
防犯	※110	【協働】	市民と行政が互いの特性を認め合い、それぞれの持つ能力を活用して、共通の課題を解決したり、共通の目標を達成したりするために、それぞれの役割と責任をしっかりと果たしながら、自立した対等の立場で連携・協力して公共的活動などに取組むこと。
	※111	【地域コミュニティ】	地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となるもの。
環境保全 ・公害防止	※112	【笠間市環境基本計画】	笠間市環境基本条例で掲げられた基本理念を実現し、地域の豊かな自然を後世に継承するとともに、快適で住みよい環境づくりを推進するための計画。
	※113	【再生可能エネルギー】	エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。
	※114	【循環型社会】	資源やエネルギーの効率的利用と不要物の排出を抑えることにより、地域の物質循環を促進し、環境への総合的な負荷をできる限り少なくする社会。
廃棄物対策	※115	【循環型社会】	資源やエネルギーの効率的利用と不要物の排出を抑えることにより、地域の物質循環を促進し、環境への総合的な負荷をできる限り少なくする社会。
	※116	【3R】	リデュース（Reduce）＝発生抑制（ごみを減らす）、リユース（Reuse）＝再使用（繰り返し使う）、リサイクル（Recycle）＝再生利用（資源として再利用する）の3つの頭文字をとったもの。
	※117	【協働】	市民と行政が互いの特性を認め合い、それぞれの持つ能力を活用して、共通の課題を解決したり、共通の目標を達成したりするために、それぞれの役割と責任をしっかりと果たしながら、自立した対等の立場で連携・協力して公共的活動などに取組むこと。
幼児教育	※118	【地域コミュニティ】	地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となるもの。
学校教育	※119	【地産地消】	地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組。
	※120	【カウンセリング】	個人の持つ悩みや問題を解決するため、精神医学・心理学等の立場から協力し助言すること。

施策	番号	用語	解説
青少年育成	※121	【子ども・若者ビジョン】	子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）の施行を受け、「青少年育成施策大綱」（平成20年12月決定）に代わるものとして作成された。子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの。
スポーツ・レクリエーション	※122	【スポーツ基本法】	昭和36年に制定されたスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務とスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたもの。
	※123	【ニュースポーツ】	体力、技術、性別、年齢に左右されず、誰もが手軽に楽しめると共に、ルールに弾力性があるなどの特長を持ち、近年になってわが国で考案され、あるいは諸外国から導入された比較的新しいスポーツ種目の総称。
	※124	【生涯スポーツ】	一人ひとりのライフスタイルや年齢、体力、運動技能、興味等に応じて、生涯にわたりいろいろな形でスポーツと関わりをもち、スポーツの持つ多くの意義と役割を暮らしの中に取り入れること。
	※125	【総合型地域スポーツクラブ】	地域住民の主体的な運営のもと、誰もが年齢や趣味・関心、技術・技能レベルに応じて活動できる複数種目型の総合的なスポーツクラブのこと。
	※126	【スポーツ振興基本計画】	高齢者や障害のある人を含め、あらゆる人々のスポーツニーズに対応できる環境の整備等を推進し、生涯を通してスポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現を目指す基本的な計画。
	※127	【ICT】	情報通信技術。ITにコミュニケーションを加え、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。ITと同義語で使われる。ICT（Information and Communication Technology）
芸術・文化	※128	【地域コミュニティ】	地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となるもの。
人権尊重	※129	【DV】	家庭内の暴力。夫から妻、母から子、子から親、兄弟間の暴力等、家庭内の様々な形態の暴力。DV（ドメスティック・バイオレンス）
男女共同参画社会	※130	【男女共同参画社会】	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

施策	番号	用語	解説
市民協働	※131	【市民憲章】	市民憲章は、「市民みんなのねがい」であり「市民みんなのもの」という基本的な考えのもと、「わかりやすく親しみがもて口ずさめるもの」「合併後の新しいまちづくりにふさわしいもの」「ひとつひとつ実行できるもの」です。 表題は、「わたしたち笠間市民のねがい」を主題とし、笠間市民憲章が副題となっています。前文は、笠間市の誇り、市のイメージを表現し、市民の交流（和）によって、市民一人一人が住みよいまち、多くの人を訪れてよいまちを目指すことを表現しています。 本文は、市民の皆さんから多く出された共通の想いや方向性を5つの条文にまとめ、その表現は実践的、理想的なもので心のよりどころとなるものとしています。条文はいずれも「市民の自律的行動」で始まり、理想のまちづくりを「〇〇のあるまち」で統一的に表現し、末尾は「しよう」で結び自律と意志で表現しています。
	※132	【笠間市協働のまちづくり推進指針】	市民と行政の連携と協働によるまちづくりを進めるため、公共を共に担うパートナーである市民との協働のあり方を示すとともに、今後の市の施策の目指すべき方向性を定めたもの。
	※133	【協働】	市民と行政が互いの特性を認め合い、それぞれの持つ能力を活用して、共通の課題を解決したり、共通の目標を達成したりするために、それぞれの役割と責任をしっかりと果たしながら、自立した対等の立場で連携・協力して公共的活動などに取り組むこと。
	※134	【新しい公共】	従来は官が独占してきた領域を「公」に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担ったりするなど、市民や事業者（市内で活動しているボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、企業など）が公的な財やサービスの提供に関わっていくという考え方。
	※135	【ICT】	情報通信技術。ITにコミュニケーションを加え、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。ITと同義語で使われるICT（Information and Communication Technology）
	※136	【地域ポイント制度】	市民が行う公共的な活動や社会貢献活動にポイントを付与し、記念品の交換や行政の身近な事業、または、団体等の事業支援にポイントを加算することでポイント還元を行う制度。
	※137	【パブリック・コメント】	行政機関が政策の立案等を行う際にその案を公表し、この案に対して広く意見や情報を聴く機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。
	※138	【NPO法人】	（Non Profit Organization） 特定非営利活動促進法（NPO法）により認証を受け、法人格を取得した市民活動を中心とする団体（NPO法人）。本来は公益法人、社会福祉法人、任意団体も含む広い概念であり、一般的に「民間非営利組織」と訳される。

施策	番号	用語	解説
地域コミュニティ	※139	【共助】	自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。
	※140	【地域コミュニティ】	地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となるもの。
	※141	【認可地縁団体】	町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体。
広報・広聴	※142	【かさめ〜る】	メールアドレスを登録することによって、行政情報や災害情報を携帯電話及びインターネット接続されたパソコンへメール配信するサービス。
	※143	【ICT】	情報通信技術。ITにコミュニケーションを加え、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。ITと同義語で使われる。ICT (Information and Communication Technology)
行政運営	※144	【地域主権改革関連3法】	地域主権（地方分権）改革の推進により、平成23年5月2日に交付された「地方自治法の一部を改正する法律」、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）」、「国と地方の協議の場に関する法律」の3法のこと。
	※145	【総合特区制度】	「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」(H22.6.18閣議決定)に基づき、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かし、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化して実施するもの。
	※146	【新しい公共】	従来は官が独占してきた領域を「公」に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担ったりするなど、市民や事業者（市内で活動しているボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、企業など）が公的な財やサービスの提供に関わっていくという考え方。
	※147	【IT戦略本部】	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部。高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（「IT基本法」平成12年11月29日成立）に基づき、平成13年1月6日、内閣に設置された。
	※148	【ICT】	ICTとは、Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術を表す言葉。日本ではIT (Information Technology) が同義で使われているが、ITに「Communication（コミュニケーション）」を加えたICTの方が、国際的には定着している。
※149	【光ファイバー】	光信号の伝送路のこと。電気信号を送る伝染に相当する。光信号を内部で反射させることで情報を遠方に運ぶ。送れる情報量が多く、電氣的雑音を受け付けられないなど、優れた特徴がある。	

施策	番号	用語	解説
行政運営	※150	【PDCAサイクル】	プロジェクトの実行に際し、「計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）にもとづいて改善（Action）を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組みのこと。
	※151	【クラウドコンピューティング】	データサービスやインターネット技術等が、ネットワーク上にあるサーバー群（クラウド（雲））にあり、ユーザーは今までのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態。
	※152	【仮想化技術】	システムの構成を、利用者から見た機能に影響を与えずに、柔軟に変えられる仕組みのこと。複数のサーバーを1台のサーバーのように稼働させるなどがある。
	※153	【統合型GIS】	地方公共団体が利用する地図データのうち、複数の部局が利用できるデータを各部局が共有できる形で整備し、利用していく庁内横断的なシステムのこと。GIS（Geographic Information System）の略。
	※154	【シンクライアント】	利用者側の使用するパソコンはHDDやFDD、CD-ROMなどを取り除いた最小限のパソコンで、アプリケーションの実行などほとんどの処理をサーバー側で行う。
	※155	【電子自治体】	ITを活用し、行政手続のオンライン化等、利用者本位の行政サービスを提供していくとともに、簡素で効率的な行政運営を行う地方公共団体の総称。
	※156	【共同アウトソーシング】	複数の自治体が共同して電子自治体業務の外部委託（アウトソーシング※）を行うことにより、民間のノウハウも活用し、低コストで高いセキュリティ水準の下、共同データセンターにおいて情報システムの運用を行うもの。
	※157	【情報リテラシー】	コンピュータやネットワーク等を利用して情報やデータを扱うための知識や能力のこと。

施策	番号	用語	解説
広域行政	※158	【定住自立圏構想】	市町村の主体的取組として、「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策。
	※159	【広域行政圏】	圏域人口が概ね10万人以上であり、一定の要件を具備した日常社会生活圏を形成し、または形成する可能性を有すると認められる圏域。
	※160	【住民基本台帳ネットワークシステム】	居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、情報（氏名、生年月日、性別、住所）と住民票コード等により、全国共通の本人確認を可能とする地方公共団体共同のシステム。
	※161	【ICT】	情報通信技術。ITにコミュニケーションを加え、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。ITと同義語で使われる。ICT (Information and Communication Technology)
	※162	【県央地域首長懇話会】	地方を取り巻く厳しい環境を踏まえ、よりいっそうの住民の幸せ、まちの発展を目指していくために、県央地域に位置する9市町村の長が大同団結し、協働、連携することは意義深いことであるとの認識のもとに設置された。



笠間市

KASAMA